

## 災害時等における相互協力に関する協定

和歌山県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における応急対策及び復旧業務の実施にあたり相互協力を必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態が発生した場合
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合

### （協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条に定める災害等が発生した場合、次の各号に掲げる措置について相手方から要請された場合には、自らが行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- （1） 公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術的支援
- （2） 甲又は乙が相手方に通行止め区間及び緊急開口部を活用した通行を要請した車両（以下「要請車両」という。）の通行
- （3） 情報等の提供及び情報連絡員の受け入れ
- （4） 応急対策及び復旧業務の実施に必要な敷地、施設及び資材の提供
- （5） 通行止め実施に伴う利用者への情報提供
- （6） その他必要と認められる措置

2 前項第2号の要請車両の通行については、原則として要請した者（以下「要請者」という。）の責により実施するものとし、他の各号の措置については、原則として要請を受けた者（以下「被要請者」という。）の責により実施するものとする。

### （協力の要請）

第3条 前条に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 甲及び乙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書(別記様式第2号)により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として要請者が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(検討会等への参加)

第7条 協定作業を円滑に遂行するため、乙は甲が実施する「東南海・南海地震発生時における実働部隊運用に関する検討会」等へ参加するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年 7月 5日

甲 和歌山県知事  
仁坂 吉伸

乙 西日本高速道路株式会社 関西支社  
支社長 芝村 善治